主治医 様

四日市市立桜台小学校

(年 組) 名前()の保護者より、学校(園)において予防すべき感染症()罹患の連絡がありました。

この場合、学校保健安全法及び同施行規則により出席停止及びその期間が定められています。【別紙】しかし、同法規則第19条第2項の中に「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。」とされています。

学校(園)内での伝播、感染の予防に万全を期したいと思いますので、お手数をおかけしますが、感染のおそれがなくなりましたら、下記にご記入いただき、保護者(または当該児)に持たせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

出席停止にかかる証明書

年 組 名前

上記の者「 」に罹患加療中のところ、学校保健安全法の 基準により、感染のおそれがないと認め、 月 日より登校(園)してさしつかえない ことを証明する。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

学校感染症とその出席停止期間(平成24年4月改訂版)

学校保健安全法施行規則が一部改正され、平成24年4月1日から施行されました。学校において予防すべき感染症(第1種・第2種・第3種)にかかった場合は出席停止の扱いになります。

飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い第2種の感染症の出席停止期間が下記のように一部改正されましたのでご確認下さい。

* 学校保健安全法施行規則の一部改正にともなう改正箇所に下線を引いています。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ (H5N1)及び新型インフルエンザ 等感染症を除く)	 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日(幼児にあっては3日)を経過する まで 	
第	· 百日咳	 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適 正な抗菌性物質製剤による治療が終了す るまで 	
2	麻しん(はしか)	・ 解熱した後3日を経過するまで	
種	・ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・ <u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好</u> になるまで	
	・ 風しん (三日はしか)	・ 発疹が消失するまで	
	・ 水痘 (水ぼうそう)	・ すべての発疹が痂皮化するまで	
	・ 咽頭結膜熱(プール熱)	・ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	· 結核、 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	

ただし、結核、<u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>を除く第2種の感染症については、病状により学校医その 他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。

	※症後 3日目 発症後 4日目	発症後 5日目 登校	発症後 6日目 可能
--	-----------------------------------	------------	------------------------